

III 研究ノート III

タイの路上民主主義とクーデター

澤 喜司郎

はじめに

タイ国政府観光庁によれば、微笑みの国と言われるタイ王国（以下、タイと略す）の内閣は国王によって任命された首相1名と35名以内の国務大臣（大臣・副大臣）によって構成され、国会は上院（議員数150名、任期6年）と下院（480名、任期4年）の二院制で、下院議員480名のうち400名が中選挙区制により、残り80名が全国を8つのブロックに分けた比例代表制による選挙で選出され、上院議員については150名のうち77名が1県を1選挙区とする選挙区制により、残り73名が選出委員会によって選ばれています。¹⁾

タイは、東南アジアでは唯一植民地支配を受けず、長い王朝の歴史を持ち、国民の9割以上が敬虔な仏教徒で、タイの人々の穏やかな笑顔の背景には仏教の教えがあると言われています。また、13世紀のスコータイ王朝以降、タイは数多くの優れた王のもとで今日の発展の礎を築き、1932年6月の官僚や軍部などによる立憲革命（あるいはクーデター）によって立憲君主制が確立された後には政務は選挙で選ばれた内閣によって担われるようになりましたが、現在でもタイの人々は国家元首たる国王を敬愛してやまないと言われています。

1) 選出委員会について、2007年タイ王国憲法第113条は「憲法裁判所長官、選挙委員長、国会オンブズマン長官、国家汚職防止取締委員長、会計検査委員長、最高裁判所大法廷が委任した最高裁判所判事一人、及び最高行政裁判所大法廷が委任した最高行政裁判所判事一人を委員として構成される上院議員選出委員会を一委員会設置する」と規定しています。

タイはこのように紹介されていますが、軍によるクーデターが何度も起き、2014年5月には憲法裁判所の判決によってインラック首相が失職し、軍が戒厳令を発令した後にクーデターを宣言しました。タイではなぜクーデターが何度も起きるのか、タイの民主主義とはどのようなものなのか、路上民主主義の発現と言われる黄シャツ隊と赤シャツ隊の対立と衝突の原因は何かを解明するために、本稿では2006年9月のクーデターから2014年5月のクーデターに至る政局と政変などについて若干の検討を試みることにします。

1 タイの反政府デモと政変

タイ愛国党のタクシン首相は、2006年1月に自身の不正蓄財疑惑（所得隠し）が持ち上がったために国民の信を問うとして同年2月に下院を解散しました。それ以降には親タクシン派と反タクシン派の社会的な対立が激化し、同年4月の選挙を野党がボイコットしたため司法当局によって選挙は違憲無効と判断されました。そのため選挙のやり直しが検討されていましたが、同年9月にクーデターが起これ、2001年2月に誕生したタクシン政権は崩壊しました²⁾。軍（ソンティ陸軍総司令官・民主改革評議会）は暫定憲法下で退役

2) 2006年9月のクーデターによるタクシン政権の崩壊は、地方の農民や貧困層の政治意識を目覚めさせ、従来の既得権益層に反旗を翻させることになりました。それは、タクシン首相が安く医療を受けられるようにし、地方のインフラを整備するなどの貧困対策に乗り出したからで、収入がバンコク市民の3割程度に過ぎなかった農民や貧困層はタクシン首相の熱烈な支持者になり、とくにタクシン首相の出身地に近いタイ北部と東北部ではタクシン元首相は絶大な支持を得ていました。

これに危機感を募らせたのが既得権益層で、既得権益層とは王室から分派した貴族、知識人、経済人、高所得者層を言い、彼らは被選挙権が「学士以上もしくはそれと同等の学歴を有する」（現在は上院のみ）という憲法の規定や、相続税非課税という制度によって長らく政と財を支配してきました。彼らは、野党・民主党の支援を得る形で2006年2月に反政府デモを本格化させ、都市部の中間層もこれを支持し、現在に繋がる反タクシン派が形成され、反タクシン派は2006年4月の総選挙をボイコットしました。そのため、タクシン派と反タクシン派の対立は階級闘争が表面化したものと言われ、路上でのタクシン派の赤シャツ隊と反タクシン派の黄シャツ隊の色分けは階級の分断を象徴していると言われていました（「読売新聞」2014年6月8日）。

なお、黄色はプミボン国王のシンボルカラーで、赤色は国旗に使われている色で、それは「国家、および国民の団結心」を表わすものとされています。

軍人のスラユット氏を首相に任命し、スラユット暫定政権は2007年8月24日に「2007年タイ王国憲法」を公布し³⁾、同憲法に基づいて同年12月に下院議員選挙を行いました。その結果、国民の力党（タクシン政権の与党であったタイ愛国党の後継政党）が下院480議席中233議席を獲得して第一党となり、反タクシン派（野党・民主党、王室から分派した貴族、知識人、経済人、高所得者層など）と軍は選挙ではタクシン派に勝てないことを思い知らされました。しかし、軍はスラユット暫定政権下でタクシン派を将来的にも排除するための仕掛け（司法クーデター）を施し、軍による実質的な政治の支配に乗り出しました。

2008年1月に国民の力党のサマック党首が下院で首相に選出され、人民の力党、国民党、国家貢献党、タイ団結国家開発党、中道主義党、臣民党の6党からなるサマック政権が発足しました。しかし、サマック首相の退陣を求める反タクシン派市民団体の民主市民連合（黄シャツ隊）による反政府デモが拡大し、首相府がデモ隊に占拠されました。そのような中で、スラユット暫定政権下で任命された反タクシン派の判事で構成される憲法裁判所は2008年9月に、サマック首相がテレビの料理番組に出演して報酬を得たことは憲法で定められた首相の副業禁止条項に抵触するとの判断を下し⁴⁾、これを受けてサマック内閣は総辞職しました。タクシン派からは、これは司法クーデターと呼ばれていました。

3) 最も民主的な憲法と内外から評価された仏暦2540 (1997) 年タイ王国憲法がタクシン政権を生んでしまったとの判断から、(1) 国民の権利と自由の保護、(2) 権力集中の是正と権力乱用の防止、(3) 政治の透明性・道徳・倫理の確保、(4) 権力チェック機関への高い権能の付与を盛り込んだ現行の仏暦2550 (2007) 年タイ王国憲法が制定され、その柱が憲法裁判所、国家オンブズマン、国家汚職防止取締委員会と言われ、これらには一種の超法規的措置権能が付与されました。なお、憲法裁判所、国家オンブズマン、国家汚職防止取締委員会は、ABCM複合体 (Aristocrat = 王室, Bureaucrat = 官僚, Capitalist = 財閥, Military = 国軍) の守護神と言われています (植泉克夫「タイの「憲法裁判所」は誰を守っているのか?」『新潮社Foresight』2014年3月31日)。

4) 首相の副業禁止条項とは、2007年タイ王国憲法第267条「法律の規定に基づく地位もしくは遂行を除き、第265条の規定を内閣総理大臣及び国務大臣にも適用し、利益追求、配当目的の事業を営むパートナーシップ、会社または団体における地位に就くこと、もしくはいずれかの者の被雇用者になることはできない」を言います。

そのため、国民の力党のソムチャイ副首相が2008年11月に首相に就任しましたが、民主市民連合による反政府デモが続き、11月末に反政府デモ隊がバンコクの国際空港を占拠したため、12月のASEAN関連首脳会議が延期されました。また、国民の力党幹部の2007年12月の選挙違反に対して、憲法裁判所が12月に憲法違反を認めて国民の力党の解党・幹部の政治活動禁止の判決を下したためソムチャイ首相は失職しました⁵⁾。そして、国民の力党の一部議員と連立与党の議員が民主党支持に回り、民主党を軸に政権樹立に向けた協議が行われ、12月の下院での首相選出選挙でタクシン派のタイ貢献党のプラチャ候補を破って民主党のアピシット党首が首相に選出されました。

アピシット政権誕生後には、政権への批判は国王への反逆と見做して国家警察や国軍などを動員して厳重な統制が行われ、そのためタクシン支持派の反独裁民主戦線（赤シャツ隊）による反政府デモが頻発しました。また、2010年2月に最高裁判所がタクシン元首相一族の国内凍結資産約766億バーツ（約2,068億円）のうち約464億バーツを没収する判決を出したため、反独裁民主戦線が民主党政権への不満を高め、同年3月中旬から国会の即時解散を求めてバンコクで大規模な反政府抗議集会を開きました。4月に反独裁民主戦線のデモ隊と、強制排除に乗り出した軍の治安部隊が衝突し、25名が死亡しましたが、デモ隊は抗議行動を続け、5月に反独裁民主戦線の幹部がデモの終結を宣言するまでに約90名の死者が出ました。⁶⁾

2011年5月にアピシット首相が下院を解散し、7月の選挙でタクシン支持派のタイ貢献党が議席の過半数を獲得して第一党となり、アピシット首相は敗

5) 2007年タイ王国憲法第208条が「憲法裁判所長官及び憲法裁判所判事の任期は国王が任命した日から9年とし、1期のみとする」と規定しているため、タクシン派の国民の力党は反タクシン派の憲法裁判所判事を解任することができない状況に置かれていました。

6) アピシット政権は、国内の政治的混乱による国民の不満を外にそらすために強硬な国粋主義・民族主義に基づく露骨な強硬外交を掲げ、2011年2月には領土問題（ブレアビア周辺の国境未画定地域の領有権）を抱えるカンボジアへの攻撃を強行しました。同年4月にカンボジアは国際司法裁判所に領土問題に関する判断を求め、同年7月に国際司法裁判所は紛争地域に非武装地帯を設定し、両国に即時撤兵するよう命じ、2012年7月に両軍は国境の紛争地域から撤兵しました。なお、国際司法裁判所は2013年11月にカンボジアの主張を一部認める判決を下しました。

北宣言を行い、民主党は野に下りました。8月10日にインラック（タクシン元首相の妹）女史が首班指名を受け、インラック政権が誕生しました。しかし、汚職事件で実刑判決を受け海外逃亡中のタクシン元首相も対象とした「恩赦法案」が2013年11月1日に下院で採決されたため、反タクシン派の民主市民連合による反政府デモが起こりました。そのため、インラック首相は11月7日に同法案を撤回し、12月9日に下院を解散するなどの譲歩をしましたが、民主市民連合は「解散・総選挙がわれわれの目標ではない」と主張して反政府デモを続けました。⁷⁾

そして、2014年5月7日に憲法裁判所が「インラック首相が職権を乱用し、公務員人事への不当介入を禁じた憲法に違反した」と認定したため、インラック首相と閣僚9人が失職しました。しかし、民主市民連合は「タクシン派を完全に排除するまでデモを続ける」と氣勢を上げていました。

2 タイの政変と路上民主主義

タクシン元首相が自身の不正蓄財疑惑に関して国民の信を問うとして2006年2月に下院を解散して以降には、親タクシン派と反タクシン派の社会的な対立が激化し、政治を大きく変化させるとともに政治の混乱と停滞を招きました。このようなタイの政変は路上民主主義の発揚によるもので、その主役となったのが黄シャツ隊の反タクシン派市民団体の民主市民連合と、赤シャツ隊のタクシン支持派の反独裁民主戦線によるデモ（路上抗議行動）です。なお、路上民主主義については確定した定義はありませんが、路上での抗議行動や直接民主主義の発現とされています。

民主市民連合は、タクシン元首相の不正蓄財疑惑を発端に首相退陣を求めて結成され、バンコクやタイ南部を地盤とし、主に都市住民の中流および上流階層、官僚、軍、司法、王室から分派した貴族、それに民主党などから支

7) 野党・民主党の下院議員150名が12月8日に辞任を発表し、民主市民連合の反政府デモに加わりました。

持されていると言われています。民主市民連合は、2006年9月のクーデターによってタクシン元首相が失脚したため、当初の目的を達成したとして解散しました。しかし、2007年の総選挙でタクシン政権の与党であったタイ愛国党の後継政党である国民の力党が勝利したことに反発して再結成され、2008年5月に反政府抗議行動を再開し、同年8月にはサマック首相及び内閣の退陣等を求めてバンコクで大規模なデモを行い、首相府や国営テレビ局などを包囲して約4か月にわたって占拠しました。また、民主市民連合幹部が殺害されたため、同年10月に民主市民連合は非暴力的な手段ではない「血の復讐」を宣言したと言われています。

なお、近年の民主市民連合のデモ隊を指揮しているのはアピシット政権のステープ元副首相で、彼は2013年11月に下院議員や党の役職を辞職し、インラック首相の退陣を求めて反タクシン派政権の樹立を狙う暴力的な反政府デモを開始し、武装デモ隊を率いる民主党人民民主改革委員会の委員長を務めていました⁸⁾。また、彼は議会制民主主義を否定し、民主党の一方独裁による人民評議会や利益団体の代表による人民議会の設置を主張し、国際社会からはファシズムと批判されていますが、「タイでは欧米諸国のように選挙が国民の意見を反映させる最終回答ではない」との持論を展開しています。民主市民連合のスポンサー(資金面での支援者)について、民主市民連合は「一般の寄付」と主張していますが、有力財界人の支援も取り沙汰されていました⁹⁾。

他方、反独裁民主戦線は軍部による2006年9月のクーデター後に暫定政権のスラユット首相らに象徴される「軍部や官界を基盤としたエリート層」が

8) ステープ元副首相は、2010年5月にバンコクで選挙の実施を求めるデモを行っていた反独裁民主戦線の市民に対し、治安担当の最高責任者として国軍を投入する武力鎮圧を指揮し、多くの市民を虐殺したと言われています。

9) バンコクのスラム地区グロントイのバイクタクシー運転手は、「この地区はみんなタクシン派だけど、反政府デモにも参加している」と言い、それは「デモに参加すれば反政府派から約1,600円、バイクの後に誰かを乗せて参加すれば約2,000円がもらえるから」と言い、しかし選挙では「貧乏人に優しいタクシン派に投票する」と話したと報じられていました(「読売新聞」2013年12月11日)。

国政を支配する体制を打破することによる民主主義の確立を目指して活動し、タクシン元首相の出身地であるタイ北部や貧困層の多いタイ東北部を地盤とし、主に農民や低所得層から支持されていると言われています。なお、反独裁民主戦線が結成されたのは、スラユット暫定政権が制定した2007年タイ王国憲法第69条が「人は、本憲法が規定する方法によらない国の統治権の奪取につながる行為に対し、平和的な方法をもって抵抗する権利を有する」と規定しているからです。

また、反独裁民主戦線は2008年1月にタクシン派のサマックが首相に選出されたため活動を沈静化させましたが、同年5月頃から反タクシン派の民主市民連合が反政府デモを活発化させたため、反独裁民主戦線は活動を再開しました。反独裁民主戦線は、非暴力主義を貫こうとしていましたが、過激な行動に出る者もいて、統制が取れていない面もあると言われていました。反独裁民主戦線のスポンサーについては、タクシン元首相と言われています。

民主市民連合と反独裁民主戦線の対立は、表面的には反タクシン派と親タクシン派という構図になっていますが、実質は都市住民の中流および上流階層と、地方の農村部の貧困層の貧富の差をめぐる対立で、都市部の南部と農村部の北部というタイの南北問題になっています。そして、対立が路上民主主義として発現していることは政治に対する国民の不信があり、それは政治家や役人の汚職が蔓延しているからです。¹⁰⁾

10) 汚職が開発を阻害する深刻な要因であったにもかかわらず、タイでは公的機関として汚職を取り締まり、調査・追及等を行う機関がほとんど機能しなかったため、あらゆるレベルで汚職が蔓延していました。そのため、1997年タイ王国憲法で国家独立機関として国家汚職防止委員会及びその実務を担う国家汚職防止委員会事務局が設立され、汚職防止に関する法の整備、公務員の汚職の取締、政治家・政府高官の資産調査及び汚職防止の啓発等が実施してきました。2007年タイ王国憲法でも国家汚職防止委員会の設置が規定されていますが、汚職が蔓延しているのは同委員会が有効に機能していないか、あるいは恣意的に運営されていることを意味しています。

早稲田大学の村嶋英治教授は、「タイで最初の憲法制定は1932年12月。以後、政権交代のたび『気軽に』改正されてきた。いずれも実社会との適合性の検討や深い議論を経ず、安易な改正が繰り返されたため、憲法そのものの権威が低下してしまった。…政治家の汚職を監視するための独立機関創設が97年憲法の最大の特徴だった。欧州で見られる制度をそのまま取り入れたもので、インラック首相を失職に追い込んだ憲法裁判所などがそれだ」「本来、中立公正であるべき独立機関の構成員は、タクシン派、

3 首相失職と憲法裁判所

憲法裁判所が2014年5月7日に、新しい国家警察庁長官の登用に際して警察庁長官がインラック首相の親族だったことから、反政府派の上院議員らが「憲法が禁じる自己利益のための不当な人事介入」と訴えていた問題で、インラック首相が職権を乱用し、公務員人事への不当介入を禁じた憲法に違反したと認定したため、インラック首相とこの人事に直接関与した閣僚9人が即時失職しました。

憲法裁判所は判事9人で構成され、2007年タイ王国憲法第154条が「憲法裁判所がその法令案には本憲法に抵触あるいは相反する内容がある、または本憲法の規定に照らして不当に制定されたと裁定し、かつその事項がその法令案の重要部分である場合は、その法令案は廃案になる」、第216条が「憲法裁判所の裁定は絶対的なものとし、国会、内閣、裁判所及び国の他の機関を拘束する効力を有する」と規定しているように、法案の審査、政策の合憲性審査、閣僚の資格判断などに関して強い権限を持っています。

2007年タイ王国憲法が憲法裁判所に強い権限を持たせたのは、2006年9月のクーデターが米国などから非難され、国民の支持も得られなかったために「軍でなく司法に政権を牽制させる」ことによってタクシン政権のような強力な政権の登場を防ぐことを目的としていたからと言われて¹¹⁾います。軍

反タクシン派といった勢力に影響されている。タイでは国会議員や官僚など公職に就く者が私益優先主義に走る傾向が非常に強い。そんな政治風土に西洋的な民主主義の制度を導入しても、正常に機能しない」としています（「読売新聞」2014年6月14日）。

なお、国家汚職防止委員会について2007年タイ王国憲法第246条は「国家汚職防止委員会は、国王が上院の助言により任命する委員長一人及びその他の委員8人で構成する」とし、委員の「選考委員会は最高裁判所長官、憲法裁判所長官、最高行政裁判所長官、下院議長及び下院野党指導者の5人からなる」としています。これは、スラユット暫定政権下で反タクシン派を将来的に排除するために設けられた仕掛けの一つで、そのためタクシン派には厳しく、反タクシン派には寛容なことは容易に想像できます。

11) 2007年タイ王国憲法は、監視民主主義という立憲主義的観点から国会議員、内閣総理大臣および国務大臣、政治職公務員、裁判官、さらに政党などによる不正な国家権力行使を監督・統制するために、従来の司法裁判所に加えて憲法裁判所および行政裁判所を導入し、また選挙委員会、国会オンブズマン、国会人権委員会、国家汚職防止取締委員会、国家会計検査委員会など憲法上の政治監視機関が創設されました（下條芳

(スラユット暫定政権) がタクシン元首相を警戒していたのは、タクシン元首相が政治基盤を固めるために反対勢力となりうる軍や警察の最高ポストに親族を配置し、強引にマスコミを統制したからとされています。

憲法裁判所は、2008年9月にサマック首相がテレビの料理番組に出演して報酬を得たことは憲法で定められた「首相の副業禁止条項」に抵触すると違憲判断を下し、これを受けてサマック内閣は総辞職し、同年12月には2007年12月の選挙違反を理由に国民の力党は解党処分となりました。それは、2007年タイ王国憲法第68条が「憲法裁判所がいずれかの政党に行為の中止を命じた場合、憲法裁判所は当該政党の解散を命じることができる。憲法裁判所が解散を命じた場合、解散命令を受けた政党の違法行為をなした時点における党首及び執行委員の選挙権を憲法裁判所の当該命令があった日から5年間剥奪する」と規定しているからです。

憲法裁判所がインラックを含め3名の首相を失職させ、政権与党に解党命令を出し、これらの首相がタクシン派であることから「タクシン派を狙い撃ちした」と言われ、「本来中立性が期待される司法への不信感も強まっている」とされていました（「読売新聞」2014年5月8日）。

4 タイの選挙管理内閣とタイ王国憲法

2014年5月7日に憲法裁判所の判決によってインラック首相が失職したため、タクシン派（親政府派）の反独裁民主戦線と反タクシン派（反政府派）の人民民主改革委員会（市民民主連合）の双方が大規模集会を開き、反政府

明「タイ憲法政治の特色と国王概念」『商経論叢』第54巻第1号、2013年10月）。

なお、監視民主主義を具体化したものが、2007年タイ王国憲法第60条（国民の国への告訴権）と第212条（国民の憲法判断請求権）で、第60条は「人が法人である官公庁、政府機関、国営企業、地方行政体もしくは法人である国のその他の機関を、その公務員、従業員もしくは被雇用者の行為または不作為の責任をとらせるため訴える権利を有する」とし、第212条は「本憲法が保障した権利もしくは自由を侵害された者は、法律の規定が憲法に抵触または反しているかどうか裁定してもらうために憲法裁判所に申し立てる権利を有する。権利の行使は別の方法による権利の行使ができない場合でなければならない」と規定しています。

派のステープ元副首相はスラチャイ上院副議長が5月12日までに暫定首相を指名し、現在の選挙管理内閣が退陣しなければ「独自に動くしかない」と、自ら暫定政権樹立に動く姿勢を示しました。

ステープ元副首相は、インラック首相の失職によって選挙管理内閣（首相代行にニワットタムロン副首相兼商業相が就任）に正当性はなく、上院が最高裁判所長官、憲法裁判所長官らと協議の上、インラック首相を支持するタクシン派の影響を受けない暫定首相を選出するように求めていました¹²⁾。しかし、2007年タイ王国憲法は「内閣総理大臣は第172条に基づき選出された下院議員でなければならない」（第171条）、「下院は第127条に基づく最初の国会の召集日から30日以内に、内閣総理大臣に適当な者を審議、承認する」（第172条）と規定し、上院には首相選出の権限はありません。

ただし、下院が2013年12月に解散したままのため、ステープ元副首相は憲法第132条「下院の任期満了もしくは解散後の期間中は上院会議を開くことはできない。ただし以下の場合を除く。…(2) 上院が本憲法の規定に基づき何らかの地位への就任者を選出する会議。(3) 上院が何らかの地位者の罷免を審議及び決議する会議」と、憲法第7条「本憲法に適用すべき規定がない時は、国王を元首とする民主主義制度の統治慣習に従って判断する」を根拠に暫定首相の指名が可能と主張していました。

ニワットタムロン首相代行は、ステープが主張する上院議長による暫定首相の指名は違憲と主張し、インラック首相の失職前に決めた7月20日の下院議員選挙実施を目指す方針を示し、「選挙管理内閣の権限は限定されたもので、一日も早く選挙を行って新政権を発足させるべきだ」としていました¹³⁾。

他方、上院は5月12日の非公式会合でステープ元副首相の要求を検討し、

12) 選挙管理内閣に関して、2007年タイ王国憲法第181条は「辞職した内閣は新内閣が就任するまで職務を遂行するために在任しなければならないが、第180条(2)に基づき辞職した場合には、内閣及び国務大臣は以下に定めた要件下に必要な職務遂行をのみなすことができる」としています。なお、第180条は「内閣は以下の時に総辞職する。(1) 内閣総理大臣が第182条に基づき国務大臣資格を失った。(2) 下院の任期が満了した、もしくは解散した。(3) 内閣が辞職した」と規定しています。

「緊急事態であり上院が收拾に動くべきだ」などと、出席した議員の過半数が暫定首相選出を支持したと報じられていました。しかし、上院は5月16日に上院による暫定首相選出を事実上否定することを決めました。

なお、上院議員（150名）のうち77名が選挙で選ばれ、73名が憲法裁判所長官、汚職取締委員会委員長など反タクシン派がメンバーの大半を占める上院議員選出委員会によって任命されているため、上院では反タクシン派が6割超を占め、スラチャイ副議長は強硬な反タクシン派、人民民主改革委員会支持派として知られていると言われています。スラチャイ副議長は、上院臨時会期中の5月9日に新議長に選出されましたが、議長に就任するにはニワットタムロン首相代行が国王に承認を求める手続きが必要で、そのためステープ元副首相は選挙管理内閣を認めず、内閣は機能していないと主張していました。¹⁴⁾

13) 下院が2013年12月に解散したため、2014年2月2日に選挙が行われましたが、最大野党の民主党が選挙をボイコットし、反政府派が選挙を妨害したため一部地域で選挙が中止されました。そのため、タイの憲法裁判所は3月21日に2月2日の選挙について2007年タイ王国憲法第108条「下院議員を新たに選出する総選挙日を規定しなければならず、その投票日は全国で同日でなければならない」に違反し、無効との判断を下しました。民主党が選挙をボイコットし、反政府派が選挙妨害をしたのは、反政府派が支持する民主党が選挙では勝てないからです。また、ステープ元副首相が選挙を否定し暫定首相の指名を要求したり、自ら暫定政権の樹立を主張したりしているのも選挙では勝てないからで、民主党や人民民主改革委員会（市民民主連合）は憲法が謳う「人間としての尊厳、人の権利、自由及び平等性は保護される」（第4条）、「人は選挙権を行使する義務を有する」（第72条）などの民主主義を否定しています。

14) ステープ元副首相は民主主義の根幹である選挙に反対し、それは選挙になればタイ貢献党が過半数を占める可能性が高いからで、そのため混乱に乗じて司法や軍の介入による政権奪取を狙っていると言われています。また、タイでは軍が未遂を含めて2006年までに18回のクーデターを起こし、そのたびに国王が承認し、新政権が正統性を得てきた歴史があります。1992年に民主選挙によってチュアン首相が誕生し、安定期を迎えましたが、2001年にタクシン政権が誕生し、農民や貧困層を優遇する政策を進めると、タクシン派と既得権益層の支持を集める反タクシン派の対立が表面化し、2006年9月にクーデターが起き、タクシン首相が追放されました（『読売新聞』2013年12月11日）。

5 軍が戒厳令を発令

2014年5月20日未明に、軍によって戒厳令が発令されました。タイでは1914年制定の戒厳令法によって、戦争や暴動などの危機的事態に治安を維持するために国王の統帥下にある軍の司令官が戒厳令を発令することができます。戒厳令の発令によって軍に超越的権限が与えられ、軍には集会や外出の禁止、検閲の実施、民間の車両や施設の徴用、令状なしの身柄拘束など強力な権限が認められているとされています¹⁵⁾。プラユット陸軍司令官は5月20日午後の記者会見で、「対話と呼びかけているが状況はまだ混沌としている。デモと暴力事件の続発で暴動や社会不安の起きやすい状況が発生している。だから戒厳令が必要だった」「これはクーデターではない」と述べ、戒厳令で治安回復を図り、対話による政治危機を克服するために対立するタクシン派と反タクシン派（反政府派）の双方を招いて対話による解決を探っていく考えを表明しました。¹⁶⁾

なお、戒厳令の発令の背景にはステープ元副首相が率いる反政府派が5月23～25日に大規模集会を開き、26日には「主権が国民の手に戻ったと勝利宣言する」と政府や反独裁民主戦線を挑発し、5月27日までを「最後の戦い」と位置づけて反政府運動を激化させていたため流血の事態を防ぐために軍が介入に踏み切ったと言われています。国立スアンドゥシット大学が実施した世論調査では、75%が戒厳令を支持するとの結果が出たと報じられていました（「読売新聞」2014年6月8日）。

15) 2007年タイ王国憲法第188条は、「国王は戒厳令法に基づく形態及び方法に基づき、戒厳令の施行もしくは廃止を布告する権限を有する。緊急に特定地域で戒厳令を施行する必要がある場合、軍の係官は戒厳令法に基づきこれをなすことができる」としています。

16) タイの陸海空の3軍を合わせた兵力は30万人超で、うち陸軍が245,000人を占めることから陸軍の発言力が強く、陸軍がクーデターを主導することが多いとされています。陸軍司令官は、3軍を束ねる最高司令官よりも強い発言力を持ち、そのため歴代陸軍司令官が事実上の軍トップと見做されています。プラユット陸軍司令官は王室への忠誠心が厚い軍人とされ、タクシン元首相に対する強硬な反対派とも目されていると言われています。

また、ブラウット司令官は戒厳令で軍に認められた権限のうち、外出や集会の禁止の発令は考えていないと述べ、デモ隊による集会の継続を認め、直ちに強制排除しないとしていました。しかし、主要テレビ局に兵士を配置して放送内容の監視を行い、政府寄り、反政府寄りの主張を行っていたテレビ局やラジオ局には放送中止が命じられました。

戒厳令が発令された5月20日にもタクシン派の反独裁民主戦線は集会を開き、集会では選挙管理内閣を退陣に追い込もうとする反政府派を非難し、総選挙の早期実施を求めています。2006年9月のクーデターでタクシン元首相を追放した軍に反独裁民主戦線は不信感を抱いているため、同戦線の幹部は戒厳令が総選挙の安全な実施に役立つなら良いが、軍が暫定首相の任命などの動きに出れば反対すると述べていました。また、ニワットタムロン首相代行は戒厳令の適用では差別のない平等な扱いが重要で、反政府派への肩入れと見られる行動がないように軍に要請しました。¹⁷⁾

一方、ステープ元副首相は5月20日のデモ行進を中止しましたが、首相府近くで集会を続けるように指示し、「上院が暫定首相を選出すべきだ」「中立的な暫定首相を選出して総選挙前に政治改革を実現する」との主張を繰り返していました。そのため、反政府派は戒厳令という新たな状況の中でも選挙管理内閣を打倒し、タクシン派の影響力根絶のための政治改革を追求していく姿勢を鮮明にしたと言われています。¹⁸⁾

17) タイ選挙管理委員会のスパチャイ委員長は5月15日に、総選挙の早期実施を主張するニワットタムロン首相代行らと協議し、政治危機で死傷者が出る騒ぎが続いている状況では7月20日の総選挙は極めて困難との見解を示しました。戒厳令発令を受けて、ニワットタムロン首相代行は総選挙を8月3日に延期するよう選挙管理委員会に要請しました。

18) 早稲田大学の村嶋英治教授は、戒厳令の発令について「クーデターでは国民の支持が得られないという経験から戒厳令の発令にとどめたとみられる。だが、これで混乱が収まるかは全く不透明だ。早期に選挙を実施して政権を奪取したいタクシン元首相派の政府、勝ち目のない選挙を経ずに権力を獲得したい反政府派、国王に首相任命を委ねたいとする軍首脳三者三様の思惑が交差しているからだ。戒厳令を厳しく運用すれば、軍に近い反政府派の活動も制限することになる。一方、弾圧がタクシン派に偏れば、強い反発を引き起こすことは必至で、軍の介入が事態悪化につながる可能性も否定できない」としていました（「読売新聞」2014年5月21日）。

なお、軍には国家の軍隊というよりも国王の軍隊という自負が強く、2006年9月のクーデターもタクシン元首相が「憲法を超越した権力を持った人物が立憲政治に混乱を起こしている」と、国王や国王の信任の厚いプレム枢密院議長への批判ととられる発言をしたことが引き金になったとされ¹⁹⁾、クーデターを起こした軍は声明でタクシン元首相を「不正の温床」「国王に対する不敬」と批判し、クーデターは「政治を正すことが目的」と強調していました²⁰⁾。そのため、インラック首相は軍との関係の改善に腐心していましたが、軍は「タクシン派は王室に不敬」と考え、一方で「軍は反タクシン派」と言われているため2013年からの政治危機でも反政府派からは軍の介入に期待する発言が聞かれていました。

-
- 19) 国王の諮問機関である枢密院議長は、陸軍司令官だったプレム元首相が務めるなど、王室側近には軍出身者が目立つと言われています。2007年タイ王国憲法第12条は「国王は適格者から枢密院議長1人及び18人以下の他の枢密顧問官を選任し、枢密院を構成する。枢密院は国王が下問する全ての王事について国王に提言する任務及び本憲法の規定に基づく他の任務を有する」とし、枢密顧問官の選任もしくは解任は王意に従い(第13条)、枢密顧問官はいかなる政党の支持も表明してはならず(第14条)、枢密顧問官は就任前に「私(宣誓者氏名)は国王に忠誠を尽くし、国と国民のために誠実に任務を遂行し、あらゆる点においてタイ王国憲法を擁護し、遵守することを誓います」との宣誓を国王に対してなさなければならない(第15条)としています。
- 20) 不敬罪とは、国王や皇帝など君主や、王族や皇族など君主の一族に対し、その名誉や尊厳を害するなど不敬とされる行為の実行により成立する犯罪とされ、絶対君主制など主権者たる君主と国家の存立を同一視する体制において定められることが多いと言われています。しかし、現在では国民の自由(特に思想・良心の自由、表現の自由)を過度に制約し、支配層の横暴を許す恐れがあるため、君主制を採用している国でも大半が不敬罪を廃止・失効しているとされています。しかし、タイには不敬罪があり、国王・王妃・皇太子・摂政を中傷、侮辱、脅迫した者に3年以上15年以下の禁囚刑が科せられ、また誰でも告発・告訴できるため近年には政敵排除に乱用されていると言われています(「読売新聞」2014年6月24日)。

なお、2007年タイ王国憲法第8条は「国王は崇敬される地位にあり、なにびとも侵すことはできない。いずれかの方法において国王を訴追する、もしくは訴えることは、なにびとであってもこれをなすことはできない」と、国王の不可侵性を規定しています。また、タイの映画館では上映前に国王賛歌と王室の映像が流れ、外国人も含めて全員が起立することになっています。

6 軍事クーデター

2014年5月22日に、プラユット陸軍司令官はテレビ演説で「国を早期に正常な状態に戻すため午後4時半をもって軍が国家の全権を掌握した」と発表し、全土に午後10時から翌午前5時までの夜間外出禁止令を発令しました。今後は、軍や警察で構成する国家平和秩序評議会（当初は国家平和秩序維持評議会）が国家運営にあたり、同評議会は王室に関する規定を除いて憲法を停止したと発表し、現内閣の機能を停止したほか、すべてのテレビ局やラジオ局に通常放送を中止して同評議会の発表を放送するように命じ、また5人以上の政治集会を禁止しました。2007年タイ王国憲法第69条は、「人は、本憲法が規定する方法によらない国の統治権の奪取につながる行為に対し、平和的な方法をもって抵抗する権利を有する」と、クーデターへの抵抗権を認めていますが、憲法が停止されれば全く意味がありません。

クーデター宣言はタクシン元首相を失脚させた2006年9月以来で、軍がクーデターを起こしたのは戒厳令下で政府、与党・タイ貢献党、野党・民主党、上院、選挙管理委員会、反独裁民主戦線（タクシン派）、反政府派の7機関・団体の代表者を招集して混乱の打開に向けた協議が不調に終わったからです²¹⁾。軍は、協議に出席していたチャイカセム法相や反政府デモ隊指導者のステープ元副首相、野党・民主党のアピシット元首相らをその場で拘束し、ニワットタムロン首相代行や閣僚に出頭を求めました。²²⁾

5月23日に国家平和秩序評議会は、インラック首相や閣僚、与野党、政治

21) プラユット司令官は、協議で①総選挙実施の時期、②暫定首相選出の可否、③反政府派と反独裁民主戦線の集会即時中止は可能か、などを提起し、意見が分かれたのは総選挙実施の時期で、政府側は即時実施を要求し、反政府派や野党・民主党は選挙制度改革と6か月後の実施を主張したと言われています。

22) タイでは1932年の立憲君主制への移行から2006年までに未遂を含めて計18回のクーデターが起きていることから、歴史的に軍の政治力が強く、政治が混乱するたびに軍が表舞台に立ち、クーデターを起こすという歴史が繰り返されてきました。帝京大学沖永総合研究所の小林秀明教授は、「タイでは憲法に軍を縛る規定がほとんどなく、過去に何度もクーデターを起こした経験の蓄積から、これに頼りやすい土壌がある」「軍は今回、政治停滞の解消、エスカレートする暴力の抑止の目的というが、タクシン派の徹底的な排除という別の狙いもあろう」としていました（「読売新聞」2014年6月14日）。

団体幹部ら155人の出国を禁止し、この全員に5月24日午後4時までにバンコクの軍事施設に出頭するよう命じました²³⁾。クーデター後に懸念されていた反独裁民主戦線の軍に対する抵抗はほとんど見られず、それは軍が事前に反独裁民主戦線の動きを封じる綿密な計画を立て、タクシン元首相の支持者の多い北部と東北部では22日以降に同戦線の主要メンバーが次々に拘束されたからとされています²⁴⁾。また、今回のクーデターでは軍は反タクシン派の王室側近と事前に相談し、了承と後押しを取り付けていたとされ、軍は中立を主張していますが、今後は反政府派寄りに事態が進むと言われていました。

国家平和秩序評議会のプラユット議長（陸軍司令官）は首相代行となり、5月23日に外交団代表にクーデターについて「誰の干渉も受けず、われわれが決断した。軍は国民の大多数の利益を考えて行動した」と説明し、「当面は今の体制で統治を行う」と暫定首相をただちに選出する考えがないことを明らかにし、これは8月3日の総選挙がなくなったことを意味しています。一部民選の上院を通じて暫定政権を発足させ、独裁色を薄めるとの観測がありました。5月24日に国家平和秩序評議会は上院の機能を停止したと発表し、軍が政府や議会の機能をすべてを代行する意思を示しました。²⁵⁾

23) 国家平和秩序評議会は出頭を拒否した者を逮捕し、2年間の禁固刑か4万バーツ（約125,000円）の罰金刑を科す方針を示していました。24日午後4時までに出頭に応じなかった者は約30人で、国家平和秩序評議会は24日に新たにタクシン派の政治家ら35人に出頭を命じました。

24) クーデター宣言直後に、軍は反独裁民主戦線の支持者が多いとされる北部出身の兵士全員に24時間以内に基地への出頭を命じ、「軍部の指導に従う」などと書かれた誓約書に署名を求めました。

25) 国家平和秩序評議会は5月26日に、インラック前政権が始めたコメ買い取り制度の代金支払いを再開しました。それは、表向きは2013年12月の下院解散によって支払いが滞っていたため農家の不満が高まり、未払い状態が続けば農家が抗議行動を起こす可能性があったからで、軍は支払いを再開することによってタクシン元首相支持層の農家の懐柔を図ったと言われています。なお、コメ買い取り制度は白米を担保に市場価格より3～5割高いお金を農家が借りられるというもので、返済しない農家が多いため実質的には政府によるコメの買い取り制度と言われています。クーデター宣言時点では、約8万人（農家）が計900億バーツ（約2,810億円）を受け取れないでいました。

また、軍は「幸福を再び国民の手に」と唱え、サッカーW杯無料放送、無料コンサート、無料映画上映などを行い、ディーゼル燃料価格の引き下げや民生用ガス料金の据え置きを決め、これは農民や貧困層などの大衆に迎合する政策とされています。

7 タイ式民主主義制度

5月26日にプラユット陸軍司令官は、軍がクーデターに伴い設立した国家平和秩序評議会の議長に就任することについてプミポン国王から承認を得たと表明し、「初期段階は軍が責任を負う」と述べ、「対立を煽る報道機関を軍事裁判所へ送ることもある」と通告しました。これは、選挙で選ばれた政権に正当性を認めず、クーデターを経て絶対的存在の国王が事態を收拾するというもので、タイ式民主主義制度と呼ばれています²⁶⁾。2006年9月にタクシン政権を崩壊させたクーデター当日に、国王は実権を掌握した民主改革評議会の議長にソンティ陸軍司令官が就くことを承認しました。2006年9月のクーデター直後に行われた世論調査では、80%以上が軍の行動を支持していたと言われ、これはタイ国民が軍の武力による政権奪取を否定するが、混乱を収めるための最後の手段としてのクーデターを容認していることを表していると言われています。しかし、タイ国民がクーデターを容認したのは国王が承認したからであって、それは国王に対する国民の信望が厚いからです²⁷⁾。また、軍は不敬罪摘発を最優先し、ネット利用者に対して疑わしい情

26) タイ式民主主義制度を、2007年タイ王国憲法は「タイ国は一体、不可分の王国である」(第1条)、「タイ国は国王を元首とする民主主義制度統治をとる」(第2条)、「主権は全タイ人に属する。元首である国王は本憲法の規定に基づき国会、内閣及び裁判所を通じてその主権を行使する」(第3条)、「いずれかの場合に本憲法に適用すべき規定がない時においては、国王を元首とする民主主義制度の統治慣習に従って判断する」(第7条)、「国王はタイ国軍の大元帥の地位にある」(第10条)というものです。

他方、大阪外語大学の赤木政名誉教授は「タイの政治混乱の背景には独特の国民性や社会風土がある。多様な背景を持つ民族の集合体で共通の先祖を持たないため、国民同士を結びつける動機が弱い。…集団を維持しようとする力が相対的に弱く、人々は自己の利益や都合を優先しがちになる。集団性の低さはタイ社会の特徴の一つだが、こうした社会で人間同士を結ぶものは何か。それは『カネ』『コネ』『暴力』だ。タイではこれまで『民族・仏教・国王』を国体として国民を統制し集団性を維持してきたが、それも困難な状態だ。政治家や官僚にも同様の傾向が見られ、汚職がはびこりやすい。政党も共通の理念で結束しておらず、各人の損得勘定で集まっているだけだ」[タイには、政治混乱と並行して王位継承の問題もある。現行王政に批判的なタクシン派に対し、反タクシン派にはタクシン元首相が王政を廃し自ら大統領に就こうとするのではないかとの警戒感もある。混乱の火種はくすぶり続けている」としていました(「読売新聞」2014年6月14日)。

報の発信・共有は罪になると警告するなど異論を封殺しようとしている理由の「根本にあるのは王位継承問題だろう」(京都大学パウイン・チャチャワーンポンパン準教授)とされています。²⁸⁾

タイの憲法は何度も改正されましたが、2007年タイ王国憲法第10条が「国王はタイ国軍の大元帥の地位にある」と規定しているように、国王が軍の統帥権を持つとの規定は変わらず、軍は「国王の軍隊」として位置づけられ、そのため軍への最高指揮権を持たない首相が反発しても国王が承認すればクーデターは事実上正当化されます。このことから、タイでは軍が最大の政治勢力と言われています。

国家平和秩序評議会は5月28日に、タクシン派の警察幹部16人と、北部チェンマイや東北部コンケンなど9県のタクシン元首相に近いとされる知事の更迭を発表し、タクシン派の肅清に乗り出しました²⁹⁾。これは、軍主導で

27) 1958年の軍事クーデター後に政権を樹立したサリット首相は、「民族、宗教、国王」を柱とする国家建設を打ち出し、国王は貧困地域への訪問など社会活動に積極的に取り組み、国民から敬愛を集めました。国王は高齢のため、公の場に姿を見せることは減りましたが、街中には国王を讃える肖像画が飾られるなど国民の信望は厚いと言われています。

なお、立憲君主制のタイでは国王に直接的な政治権限はありませんが、国王の言動が時に政治を動かすことがありました。1992年5月に陸軍出身の首相に抗議デモを起こした民主化勢力に軍が発砲し、多数の死傷者を出した事件では国王は首相と民主化勢力の指導者を王宮に呼び、和解を促しました。首相らが国王の前で跪く写真が世界中に配信され、影響力の大きさが印象づけられたと言っています。また、国王はタクシン首相の政権運営について「新聞が批判する時は耳を傾けよ」と苦言を呈したこともありました(「読売新聞」2014年6月8日)。

28) プミポン国王の70年近い治世下で政治・経済を実際に支配してきたのは王室に連なる軍幹部、高級官僚、財界人ネットワークと言われ、この既得権益層はIT事業で財を成し境界入りしたタクシン元首相の挑戦を受けることになりました。タクシン元首相は、蔑ろにされてきた農民など貧困者の生活改善を公約に掲げて選挙で圧勝したことから、既得権益層の利益を侵害したと言っています。タクシン体制の排除は2006年9月のクーデターと同じで、ブラユット陸軍司令官は「議会制独裁が不幸と混乱の源」と断罪し、今度こそタクシン派に権力を握らせない、つまり既存秩序を守り既得権益を侵されない政治制度に改める腹積もりのようだとされています(「読売新聞」2014年6月24日)。

29) 軍は、政治家ら250人以上に出頭を命じ、その政治家らにはインラック政権打倒を掲げて群衆を動員し首相府占拠や選挙妨害を行った反政府派のステープ元副首相も含まれていましたが、大半はインラック前首相を含む前政権幹部や活動家、民主派の学者らです。軍は出頭した者に尋問した後、異論を封殺するために政治的言動を控えることを条件に釈放し、また出頭命令は海外に居住する人々にも向けられています。

長期間政権を運営していくための体制固めと言われ、経済関係7省は空軍司令官、社会文教関係は海軍司令官がそれぞれ監督し、実務は各省庁の官僚に行わせる体制を作り、各分野の専門家も招いて政策立案や来年度の予算編成に着手していると報じられていました。

また、国家平和秩序評議会は5月28日にこれまで午後10時～午前5時だった外出禁止令の適用時間帯を午前0時～午前4時に短縮しました。しかし、同日午後タイ国内で2,600万人が利用する219サイトのフェイスブックが30分間遮断され、それはクーデターに反対するデモが連日起き、フェイスブック上でデモ参加の呼びかけが行われていたからで、同評議会は「技術上のトラブル」と説明していましたが、フェイスブックの遮断は軍の命令で行われたと言われています。³⁰⁾

5月30日に国家平和秩序評議会のプラユット議長は民政移管に向けた工程表を発表し、それは3段階からなるもので、第1段階では国内の和解促進と治安維持、第2段階では暫定憲法の公布、暫定内閣の発足、新憲法を起草する立法議会と政治改革を検討する改革評議会の設立、第3段階は総選挙の実施とされ、第2段階への移行が2～3か月後、第2段階から第3段階への移行が約1年後とされていました³¹⁾。そして、プラユット議長は民政移管に向けた工程

30) 国家平和秩序評議会はクーデター後に、フェイスブックなどのソーシャルメディア監視するためのインターネット対策委員会を設置し、軍人10人程度が情報通信技術省を指導し、常時ネット上での軍政などへの批判を監視し、これは国民の軍政批判の拡大を抑止するためと言われています。ネット規制は、言論統制を敷く中国やイランで行われ、タイではこれまでは王室批判以外での取締はなく、国家平和秩序評議会がネット規制に乗り出したのは2006年9月のクーデター時には普及していなかったフェイスブックやツイッターが軍政への不満を拡大・拡散させ、タクシン派のデモ集会の道具として使われているからとされ、5月29日に同評議会は反タクシン派が中心とみられる軍の介入を支持する勢力と、タクシン派主体のクーデター反対派のデモ活動予定場所を封鎖しました。また、2011年の中東・北アフリカでの反体制運動「アラブの春」ではフェイスブックやツイッターが反体制運動の原動力となったことから、同評議会には早期に火種を取り除く必要があったと言われています（「読売新聞」2014年5月30日）。

31) プラユット議長は6月13日に「9月中には暫定政権が発足する」との見通しを示し、読売新聞（2014年6月14日）は暫定首相には議長自身の就任が有力視されていると報じていました。

表について6月27日のテレビ演説で総選挙は2015年10月に行われるとの見通しを示しました。

おわりに

2006年9月のクーデターから2014年5月のクーデターに至る政変は、タクシン派と反タクシン派の権力闘争であり、その社会的な背景にタクシン元首相を支持するタイ北部や東北部の農民や貧困層と、反タクシン派を支持するタイ南部の既得権益層つまり王室から分派した貴族、知識人、経済人、高・中所得者層の貧富の差を経済的動機とする対立があります。その対立は、路上での大衆抗議行動という路上民主主義の形態で発現し、死傷者を出す事態にまで発展しました。そして、国民の対立を解消し社会の安定を取り戻すために、軍がクーデターによって選挙で選ばれた政権の正当性を否定し、絶対的存在の国王が事態を收拾するという展開となり、これがタイ式民主主義制度と呼ばれるもので、これまでもクーデター⇒軍政（新憲法制定・総選挙）⇒民政移管⇒政権抗争（社会不安）⇒クーデターという政治プロセスが繰り返されてきました。この政治プロセスの悪循環の中で力を増強したのが軍です。

タイでは軍が最大の政治勢力と言われるように、軍は「国王の軍隊」として国王や王室と緊密な関係を維持し、力を増強してきました。選挙で選ばれた首相には軍の最高指揮権がないため、軍によるクーデターを国王が承認すればクーデターは事実上正当化されます。もし、軍が起こしたクーデターを国王が承認しなければ、どうなるのか。立憲君主制が廃止され、軍事独裁権が生まれるだけです。憲法上では軍は「国王の軍隊」とされていますが、「軍隊のための国王」という実質を否定することはできません。民主主義的な政治が軍に利用されているのがタイの現状で、それがタイ式民主主義の本質です。

(脱稿：2014年7月7日)